

◆◆◆ 清算金について ◆◆◆

換地処分の公告日(令和2年11月予定)の翌日に清算金が確定し、清算徴収金(清算金をお支払い頂くもの)または清算交付金(清算金をお受取頂くもの)が発生いたします。内容につきましては令和3年2月に郵送を予定している清算金決定通知書にてお知らせいたします。

清算金とは

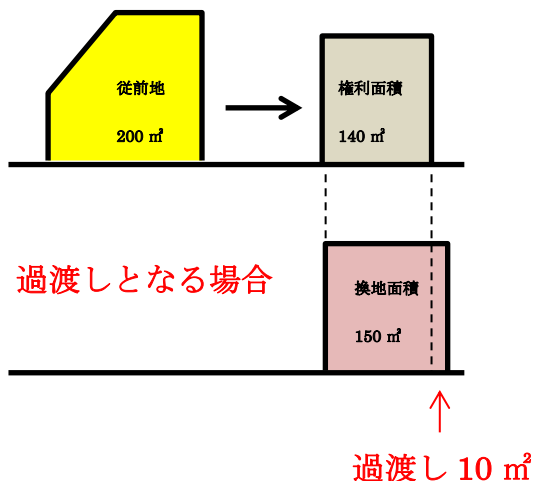
区画整理事業において生じる土地の相互間の不均衡を金銭で清算するものです。土地区画整理法第九十四条に規定されています。

1 の場合は清算徴収金または清算交付金が、2 または 3 の場合は清算交付金が発生します。

- 1 換地として本来お渡しするべき面積(従前の面積から減歩を差し引いた面積=権利面積)と、施行者が指定した換地の面積との間に差がある場合
- 2 従前の土地が著しく小さいため、換地を定めなかった場合(土地区画整理法九十一条第四項)
- 3 従前の土地が公共施設(道路等)として利用されていたため、換地を定めなかった場合(土地区画整理法第九十五条第六項)

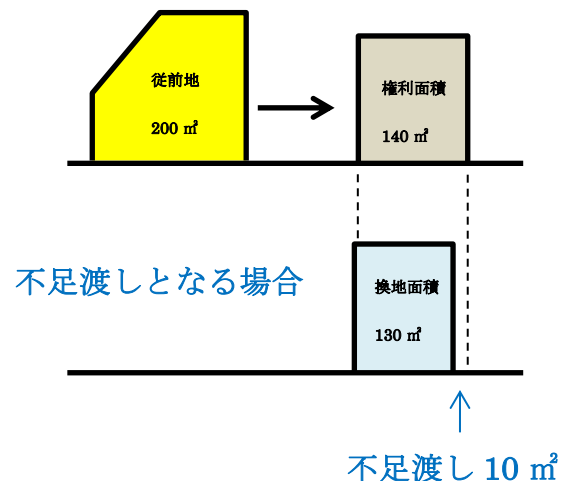
○清算徴収金のイメージ

例：減歩率 30%の場合



○清算交付金のイメージ

例：減歩率 30%の場合



◆◆◆ 道路への土砂流出防止対策について ◆◆◆

風や雨が原因で畑や砂利敷きの駐車場などから道路上へ土砂が流出することがあります。

このような土砂の流出は、道路側溝に流入して堆積すると道路の排水機能が失われ、道路冠水の原因になります。また、歩行者や車の通行の支障となり危険です。

道路に面した畑などの農地や駐車場などをお持ちの方は、道路の排水機能の確保と安全な通行のため、土砂が流出しないように土留め（柵）を設置するなどの対策をお願いします。

土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いします。

○側溝に堆積した土砂

